

個 別 注 記 表

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

株式会社JALスカイ仙台

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の計上基準

当社は、日本航空株式会社からの受託契約に基づくグランドハンドリングサービスを提供しており、定額部分については契約期間にわたって、従量部分については役務提供完了の時点で収益を認識しております。

(2) 費用計上基準

発生主義により認識し計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務は有していないため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第29号)を適用しております。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

III 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式・・・・・・・・・・1,022株

2. 配当に関する事項

(1)基準日が前期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期となるもの
該当事項はありません。

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。